

西宮市動物愛護基金条例の施行に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市動物愛護基金条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、動物管理センターが行う条例第4条に規定する事業に対する寄附金の受付に関し、必要な事項を定める。

(基金の使途)

第2条 条例第4条第1号に規定する事業は、次に掲げる費用を支出する事業とする。

- (1) 「西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金制度」への助成費用
- (2) 所有者のいない猫への不妊去勢手術活動に必要な物品、啓発資材の費用
- (3) 所有者のいない猫対策事業に係る啓発物等の費用

2 条例第4条第2号に規定する事業は、次に掲げる費用を支出する事業とする。

- (1) ミルクボランティア制度の実施に係る物品・医薬品等の費用
- (2) 動物管理センターで保管する譲渡対象犬猫等への不妊去勢手術費用
- (3) 動物管理センターで保管する譲渡対象犬猫等へのマイクロチップ挿入に要する費用
- (4) 動物管理センターで保管する譲渡対象犬猫等のうち、診断や治癒の見込みのある疾病に対する治療等に要する費用

(寄附金の申込み)

第3条 西宮市動物愛護基金に寄附をしようとする者は、動物愛護基金寄附申込書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の規定による寄附の申込みは、郵送、ファクシミリ若しくは電子メールを利用する方法又は窓口において受け付けるものとする。

(寄附金の納付)

第4条 寄附金の納付は、申込み方法に応じ、現金又は市が指定する納付書等により行うものとする。

2 寄附金を受領したときは、寄附を行った者（以下「寄附者」という。）に対し寄附金額を記載した寄附金受領証明書（様式第2号）を発行しなければならない。ただし、遺贈又は法人からの寄附等ふるさと納税の対象とならない寄附の場合は、寄附金受領証明書のうち、(注1)及び(注2)に係る事項の記載を省略し、発行するものとする。

3 既納の寄附金は、返還しない。ただし、保健所長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(寄附者への謝意)

第5条 寄附者への謝意については、お礼状(様式第3号)により行う。ただし、寄附金額、寄附回数等に応じ感謝状(様式第4号)により行う。

2 感謝状の贈呈基準については、保健所長が別に定める。

(寄附金の管理)

第6条 保健所長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附者台帳(様式第5号)を作成し、必要な事項を記入するものとする。

(庶務)

第7条 寄附金受領に関する事務は、生活衛生課において所管するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。